

国道沿線地域複合施設アドバイザー業務について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和 5 年 3 月 28 日

宇佐市長 是永修治

1 業務概要

(1) 業務名

国道沿線地域複合施設アドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙「国道沿線地域複合施設アドバイザー業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年8月18日まで

(4) 提案限度額

5,500,000 円(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含む)

提案時における消費税等の率は 10 パーセントで計上するものとし、消費税等の率を変更する法律等の施行が行われた際は、変更契約を行うものとする。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 過去 5 年間に同種業務または類似業務を作成し、官公庁に納品した実績(下請負人として受託した実績は除く)を有する者であること。
- (3) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- (4) 契約候補者の決定の日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条もしくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第

225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (6) 宇佐市暴力団排除条例(平成23年7月1日条例第13号)第2条(1)及び(2)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。

3 スケジュール

プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和5年3月28日(火)
質問書提出期限	令和5年4月3日(月) 15時
質問書に対する回答	令和5年4月7日(金)
参加表明書等提出期限	令和5年4月11日(火) 17時
資格要件の確認通知	令和5年4月12日(水)
企画提案書等提出期限	令和5年4月24日(月) 17時
審査(プレゼンテーション)	令和5年5月2日(火) 予定
審査結果の通知	令和5年5月9日(火) 予定
受託候補者との契約締結	令和5年5月中旬予定

4 その他

「国道沿線地域複合施設アドバイザー業務公募型プロポーザル実施要領」による。

5 事務局

宇佐市役所 経済部 観光・ブランド課 ブランド推進係

TEL 0978-27-8156

FAX 0978-32-2324

E-Mail brand04@city.usa.lg.jp